

資料編

○関係機関連絡先

1 諏訪市

機関の名称	所在地	T E L	F A X
諏訪市	諏訪市高島 1-22-30	0266-52-4141	0266-57-0660

2 長野県

機関の名称	所在地	T E L	F A X
長野県庁	長野市大字南長野字幅下 692-2	026-232-0111	
長野県 (危機管理部 危機管理防災課)	〃	026-235-7184	026-233-4332
長野県 (危機管理部 消防課)	〃	026-235-7182	〃
諏訪地方事務所	諏訪市上川 1-1644-10	0266-53-6000	0266-57-2904
諏訪建設事務所	〃	〃	0266-57-2946
諏訪保健福祉事務所	〃	〃	0266-57-2953
釜口水門管理事務所	岡谷市湊 1-9-5	0266-22-6866	0266-22-2440

3 自衛隊

機関の名称	所在地	T E L	F A X
陸上自衛隊第13普通科連隊	松本市高宮西 1-1	0263-26-2766	0263-26-2766

4 警察署

機関の名称	所在地	T E L	F A X
諏訪警察署	諏訪市湖岸通り 1-13-32	0266-57-0110	0266-57-0110

5 消防署

機関の名称	所在地	T E L	F A X
諏訪広域消防本部	岡谷市加茂町 1-2-6	0266-21-1190	0266-21-2119
諏訪広域消防諏訪消防署	諏訪市上川 3-2505	0266-52-0119	0266-52-1717

6 指定地方行政機関

機関の名称	所在地	TEL	FAX
関東財務局長野財務事務所	長野市旭町 1108	026-234-5123	026-234-5120
関東農政局長野農政事務所	長野市旭町 1108	026-233-2500	026-233-1588
東京管区気象台長野地方気象台	長野市箱清水 1-8-18	026-232-2034	026-235-5718
信越総合通信局	長野市旭町 1108	026-234-9963	026-234-9969
中部森林管理局南信森林管理署	伊那市山寺 1499-1	0265-72-7777	0265-72-7774
北陸信越運輸局長野運輸支局	長野市西和田 1-35-4	026-243-4384	026-244-1462
長野労働局岡谷労働基準監督署	岡谷市神明町 3-14-8	0266-22-3454	0266-23-9109
東京航空局松本空港出張所	松本市大字空港東 8928	0263-50-3111	0263-58-3177
関東地方整備局長野国道事務所 岡谷維持修繕出張所	岡谷市大字小井川 7777	0266-23-5500	0266-23-1766

7 指定公共機関

機関の名称	所在地	TEL	FAX
東日本旅客鉄道(株)長野支社	長野市栗田源田窪 992-6	026-226-7555	026-224-4076
東日本旅客鉄道(株)上諏訪駅	諏訪市諏訪 1-1-18		
東日本電信電話(株)長野支店	長野市新田町 1137-5	026-225-2882	026-291-8859
日本郵便(株)諏訪郵便局	諏訪市諏訪 2-11-43	0266-52-0099	0266-52-6406
日本通運(株)諏訪支店	諏訪市豊田小川 1040-2	0266-53-9211	0266-53-8104
中部電力(株)諏訪営業所	下諏訪町西鷹野町 4559-43	0266-27-8282	0266-27-3429
中日本高速道路(株)松本保全サービスセンター 中央道:小淵沢～伊北 長野道:岡谷JCT～安曇野IC	松本市大字島立 1347	0263-47-7515	0263-48-0713

8 指定地方公共機関

機関の名称	所在地	TEL	FAX
アルピコ交通(株)諏訪支所	茅野市ちの 3419-6	0266-72-7503	0266-72-0815
諏訪瓦斯(株)	諏訪市小和田南 17-5	0266-52-2511	0266-58-6427
長野LP協会諏訪支部	諏訪市上川 1-1644-10	0266-53-6000	0266-57-0281
(社) 諏訪市社会福祉協議会	諏訪市小和田 19-3	0266-52-2508	0266-57-1231
(社) 長野県トラック協会 諏訪地区輸送協議会	諏訪市大字中洲 5346-10	0266-52-0115	0266-52-8668

9 公共団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	所在地	T E L	F A X
諏訪市消防団	諏訪市上川 3-2505	0266-52-0299	0266-52-1717
(一社) 諏訪市医師会	諏訪市湖岸通り 5-12-5	0266-52-0632	0266-52-0646
諏訪薬剤師会	諏訪市清水 2-7-20	0266-52-4225	0266-52-4225
諏訪市水道事業協同組合	諏訪市高島 1-22-30	0266-58-6188	0266-58-6129
諏訪建設事業協同組合	諏訪市高島 4-2720-1	0266-52-0459	0266-52-0041
諏訪市赤十字奉仕団	諏訪市高島 1-22-30 (社会福祉課)	0266-52-4141	0266-57-0660
諏訪交通安全協会	諏訪市湖岸通り 1-13-32(警察署)	0266-57-0110	0266-57-0110
諏訪市衛生自治会連合	諏訪市高島 1-22-30 (生活環境課)	0266-52-4141	0266-57-0660
諏訪市保健補導員連合会	諏訪市湖岸通り 5-12-18 (健康推進課)	0266-52-4141	0266-58-0019
諏訪アマチュア無線 (会長宅)	岡谷市川岸上 2-11- 34	0266-23-6579	
諏訪歯科医師会	諏訪市清水 2-7-20	0266-52-4225	0266-52-4225

10 諏訪市関係施設

機関の名称	所在地	T E L	F A X
諏訪市清掃センター	諏訪市大字上諏訪 13338-111	0266-52-0919	0266-52-0911
諏訪市収集管理室	諏訪市湖岸通り 5-12-23	0266-57-4446	
中央アメニティパーク	諏訪市豊田 754-5	0266-78-8745	0266-78-8746
諏訪市保健センター	諏訪市湖岸通り 5-12-18	0266-52-4141	0266-58-0019
諏訪市福祉作業所さざなみの家	諏訪市清水 3-3663-4	0266-52-3649	0266-52-3649
諏訪市蓼科保養学園	茅野市北山 4035-1074	0266-67-2024	0266-67-2024
諏訪市ふれあいの家	諏訪市湯の脇 1-10-2	0266-57-4567	
諏訪市霧ヶ峰リフト	諏訪市大字上諏訪 13338-1	0266-53-1664	0266-53-1664
諏訪高島城	諏訪市高島 1-20-1	0266-53-1173	0266-53-1173
霧ヶ峰キャンプ場	諏訪市大字上諏訪 13338-1	0266-52-2833	0266-53-1664
諏訪湖間欠泉センター	諏訪市湖岸通り 2-208-90	0266-52-8282	0266-52-8282
諏訪市公設卸売市場	諏訪市大字湖南 3873	0266-53-6363	0266-53-6363
諏訪市新井浄水場	茅野市新井	0266-72-4743	0266-72-9430
諏訪市文化センター	諏訪市湖岸通り 5-12-18	0266-58-4807	0266-58-4690
諏訪市図書館	諏訪市湖岸通り 5-12-18	0266-52-0429	0266-52-0429
諏訪市立風樹文庫	諏訪市大字中洲 3289-1	0266-58-1814	0266-58-1814
諏訪市美術館	諏訪市湖岸通り 4-1-14	0266-52-1217	0266-52-1217

諏訪市博物館	諏訪市大字中洲 171-2	0266-52-7080	0266-52-6990
諏訪市原田泰治美術館	諏訪市渋崎 1792-375	0266-54-1881	0266-54-1882
諏訪市公民館	諏訪市湖岸通り 4-1-28	0266-53-6219	0266-53-6219
中洲公民館	諏訪市大字中洲 2847-1	0266-52-1924	0266-52-1924
湖南公民館	諏訪市大字湖南 4038-6	0266-52-0553	0266-52-0553
豊田公民館	諏訪市大字豊田 2591	0266-52-1587	0266-52-1587
四賀公民館	諏訪市大字四賀 804-3	0266-52-0504	0266-52-0504
諏訪市働く婦人の家	諏訪市湖岸通り 5-12-18	0266-58-5298	0266-58-5298
諏訪市勤労青少年ホーム	諏訪市湖岸通り 5-12-18	0266-58-5298	0266-58-5298
森林体験学習館	諏訪市大字上諏訪 12968-1	0266-53-9554	
諏訪市営精進湯	諏訪市諏訪 1-5-16	0266-58-1894	
諏訪市考古資料館	諏訪市大字湖南 7230		
諏訪湖ヨットハーバー	諏訪市高島 3-1201-34 地先	0266-53-2440	
諏訪市諏訪湖スタジアム	諏訪市大字豊田 811-1	0266-57-2811	0266-57-2813
諏訪市弓道場	諏訪市高島 2-1202	0266-58-2992	
諏訪市西山運動場	諏訪市大字湖南 3875 他		
諏訪市清水町体育館	諏訪市清水 3663-4	0266-53-2409	
諏訪市体育館	諏訪市高島 2-1202	0266-58-2992	
諏訪市元町体育館	諏訪市本町 19-1		

1 1 保育園

機関の名称	所在地	T E L	F A X
諏訪市城南保育園	諏訪市高島 1-23-3	0266-52-1164	0266-52-2249
諏訪市中洲保育園	諏訪市大字中洲 2570-7	0266-52-3870	0266-52-3870
諏訪市こなみ保育園	諏訪市大字湖南 3210	0266-58-4303	0266-52-1878
諏訪市豊田保育園	諏訪市大字豊田 2428-5	0266-52-1823	0266-52-1824
諏訪市四賀保育園	諏訪市四賀 410-1	0266-52-1482	0266-52-1482
諏訪市片羽保育園	諏訪市諏訪 1-21-6	0266-52-2304	0266-52-2351
諏訪市渋崎保育園	諏訪市西渋崎 1801-20	0266-52-5425	0266-52-5425
諏訪市赤沼保育園	諏訪市大字四賀 1806-1	0266-52-1482	0266-53-0555
諏訪市神戸保育園	諏訪市大字四賀 2994	0266-53-7671	0266-53-7671
諏訪市角間川保育園	諏訪市岡村 2-9-26	0266-52-2242	0266-52-2242
諏訪市きみいち保育園	諏訪市大字中洲 4067-2	0266-58-3976	0266-58-3976
諏訪市文出保育園	諏訪市大字豊田 1324-1	0266-58-5970	0266-58-5970
諏訪市城北保育園	諏訪市大和 3-20-20	0266-52-0172	0266-52-0072

1 2 小中高等学校

機関の名称	所在地	T E L	F A X
諏訪市立高島小学校	諏訪市諏訪 2-13-1	0266-52-0101	0266-52-0100
諏訪市立城南小学校	諏訪市高島 1-29-1	0266-52-0427	0266-52-0427
諏訪市立城北小学校	諏訪市大和 3-22-1	0266-52-0734	0266-52-0734
諏訪市立四賀小学校	諏訪市大字四賀 4294	0266-52-1136	0266-52-1138
諏訪市立豊田小学校	諏訪市大字豊田 2399	0266-52-1840	0266-52-1805
諏訪市立中洲小学校	諏訪市大字中洲 2372-1	0266-52-1933	0266-52-1995
諏訪市立湖南小学校	諏訪市大字湖南 4567	0266-52-1844	0266-53-4586
諏訪市立上諏訪中学校	諏訪市諏訪 2-12-1	0266-52-0745	0266-52-0083
諏訪市立諏訪中学校	諏訪市清水 3-3619-3	0266-52-0908	0266-52-0917
諏訪市立諏訪西中学校	諏訪市大字湖南 4982-3	0266-52-1832	0266-52-1842
諏訪市立諏訪南中学校	諏訪市大字中洲 3005	0266-53-5566	0266-53-5563
諏訪清陵高等学校	諏訪市清水 1-10-1	0266-52-0201	0266-57-2426
諏訪二葉高等学校	諏訪市岡村 2-13-28	0266-52-4628	0266-57-2420
諏訪実業高等学校	諏訪市清水 3-3663-3	0266-52-0359	0266-57-2430

1 3 各区公民館、公開所

機関の名称	所在地	T E L	F A X
大和北部公民館	大和 1-6-10	0266-52-7441	
大和西公民館	湖岸通り 1-10-4	0266-52-7438	
大和地区公民館	大和 2-11-1	0266-53-0601	
大和 5 区（南部）公民館	湖岸通り 2-4-8	0266-52-7437	
中村公民館	湯の脇 1-3-10		
湯の脇地区公民館	湯の脇 2-11-16	0266-52-2352	
中浜町公民館	湖岸通り 3-1-4	0266-57-4832	
富浜町公民館	諏訪 1-17-5		
浜町 1 区公民館	諏訪 1-9-1	0266-53-0602	
本町 1 丁目公民館	諏訪 1-3-10	0266-52-2516	
中町公民館	諏訪 2-1-21	0266-52-0654	
上町公民館	諏訪 2-2-8	0266-53-4326	
桑原町公会所	諏訪 2-6-6	0266-58-7595	
和泉町公会所	諏訪 2-12-1	0266-52-1786	
柳町公会所	諏訪 2-14-28		
北沢公民館	岡村 1-9-14	0266-53-4120	

南沢町公民館	岡村 1-13-9	0266-52-4086	
榊町公民館	元町 10-5	0266-58-7886	
角間公民館	元町 5-8	0266-52-5926	
南部地区公民館	清水 1-12-16	0266-53-6509	
清水 1 区公民館	清水 1-1-5	0266-58-7891	
清水 3 区公民館	清水 2-4-9		
清水町 4 区公民館	清水 2-2-8	0266-53-7468	
赤羽根公民館	赤羽根 8-12	0266-58-2937	
伝柳公民館	小和田 20-12		
湯小路公民館	小和田 17-7	0266-58-7580	
新小路公民館	小和田 11-13		
田宿公民館	小和田 11-3	0266-52-2943	
北小路公民館	小和田 5-14		
弁天 1・3 丁目公民館	小和田南 8-14	0266-58-7590	
弁天 2 公民館	小和田南 4-20		
城南 1 丁目公会所	城南 1-2682-6	0266-58-4267	
高島町公民館	高島 1-7-22		
末広町 1 丁目公会所	末広 1-12	0266-52-1319	
末広 2 区公民館	末広 9-16	0266-52-5396	
大手町 1・2 区公会所	大手 2-2-6	0266-52-4475	
大手町 3 丁目公会所	大手 1-5-7	0266-53-6533	
西大手公会所	湖岸通り 4-11-8	0266-58-2827	
湖柳町公会堂	湖岸通り 4-1-26	0266-58-5570	
衣の渡公会所	湖岸通り 5-19-13	0266-58-1043	
島崎 1 区公民館	高島 1-5-11	0266-52-7275	
島崎 2 区公民館	高島 1-20-1	0266-53-1149	
渋崎公民館	渋崎 1792	0266-52-2968	
杉菜池公民館	杉菜池 1947-6	0266-58-5607	
茶臼山公民館	茶臼山 9255-33	0266-52-4494	
桜ヶ丘公民館	桜ヶ丘 9473	0266-57-0355	
立石町公民館	立石町 9056-1	0266-58-9576	
双葉ヶ丘公民館	双葉ヶ丘 6318-1	0266-58-2853	
金山公民館	上諏訪 7929-4	0266-58-9686	
尾玉町公民館	尾玉 6666-245	0266-58-2859	
緑ヶ丘公民館	上諏訪 7759-8	0266-52-9657	
くるみ台公民館	上諏訪 8235		

角間新田公民館	角間新田 13001	0266-58-5604	
沖田町公民館	沖田町 2-25	0266-58-3459	
文出公民館	豊田 206	0266-52-4428	
文出第 2 公民館	豊田 568-3		
小川区公会所	豊田 1702	0266-58-8383	
有賀公民館	豊田 3323-2	0266-52-1810	
北有賀公民館	豊田 3247	0266-58-8887	
有賀区下村組公民館	豊田 3729-1	0266-58-8561	
有賀区小場澤組公民館	豊田 2541-1	0266-58-4263	
上野公民館	豊田 5724	0266-52-1086	
硯石公民館	豊田 6410	0266-58-8668	
細久保公民館	四賀 7163	0266-58-2850	
武津公民館	四賀 7054-5	0266-58-2867	
普門寺公民館	四賀 6342	0266-52-4498	
桑原公民館	四賀 784	0266-52-0899	
神戸公民館	四賀 2842-1	0266-57-0373	
雇用促進住宅集会室	四賀 3245-1 1-107 号		
飯島公民館	四賀 2104	0266-58-5572	
赤沼公民館	四賀 2014	0266-58-2894	
神宮寺公民館	中洲 727	0266-58-9186	
上金子公民館	中洲 2727-2	0266-52-1914	
中金子公民館	中洲 3228	0266-58-9537	
下金子公民館	中洲 3925-1	0266-58-5593	
福島公民館	中洲 4975	0266-58-9258	
福島新町公民館	中洲 5531-161	0266-58-9596	
北福島公民館	中洲 5700-2	0266-53-1245	
田辺公民館	湖南 525	0266-58-2868	
大熊公民館	湖南 2239	0266-52-4476	
南真志野公民館	湖南 4493	0266-58-2871	
北真志野公民館	湖南 6142	0266-58-2870	
みどり公民館	城南 2-2460-10		
福祉大学校	清水 2-2-15	0266-52-1459	
台東区霧ヶ峰学園	上諏訪 13338-100	0266-52-0257	
あさひ区集会所			
後山構造改善センター	湖南 8880-1	0266-58-8529	
板沢公民館	湖南 8450	0266-58-8842	

西沢公民館	湖南 4311-3		
-------	-----------	--	--

1 4 近隣市町村

機関の名称	所在地	T E L	F A X
岡谷市役所	岡谷市幸町 8-1	0266-23-4811	0266-24-0689
茅野市役所	茅野市塚原 2-6-1	0266-72-2101	0266-72-9040
下諏訪町役場	下諏訪町 4613-8	0266-27-1111	0266-28-1070
富士見町役場	富士見町落合 10777	0266-62-2250	0266-62-4481
原村役場	原村 6549-1	0266-79-2111	0266-79-5504
辰野町役場	辰野町中央 1	0266-41-1111	0266-41-3976

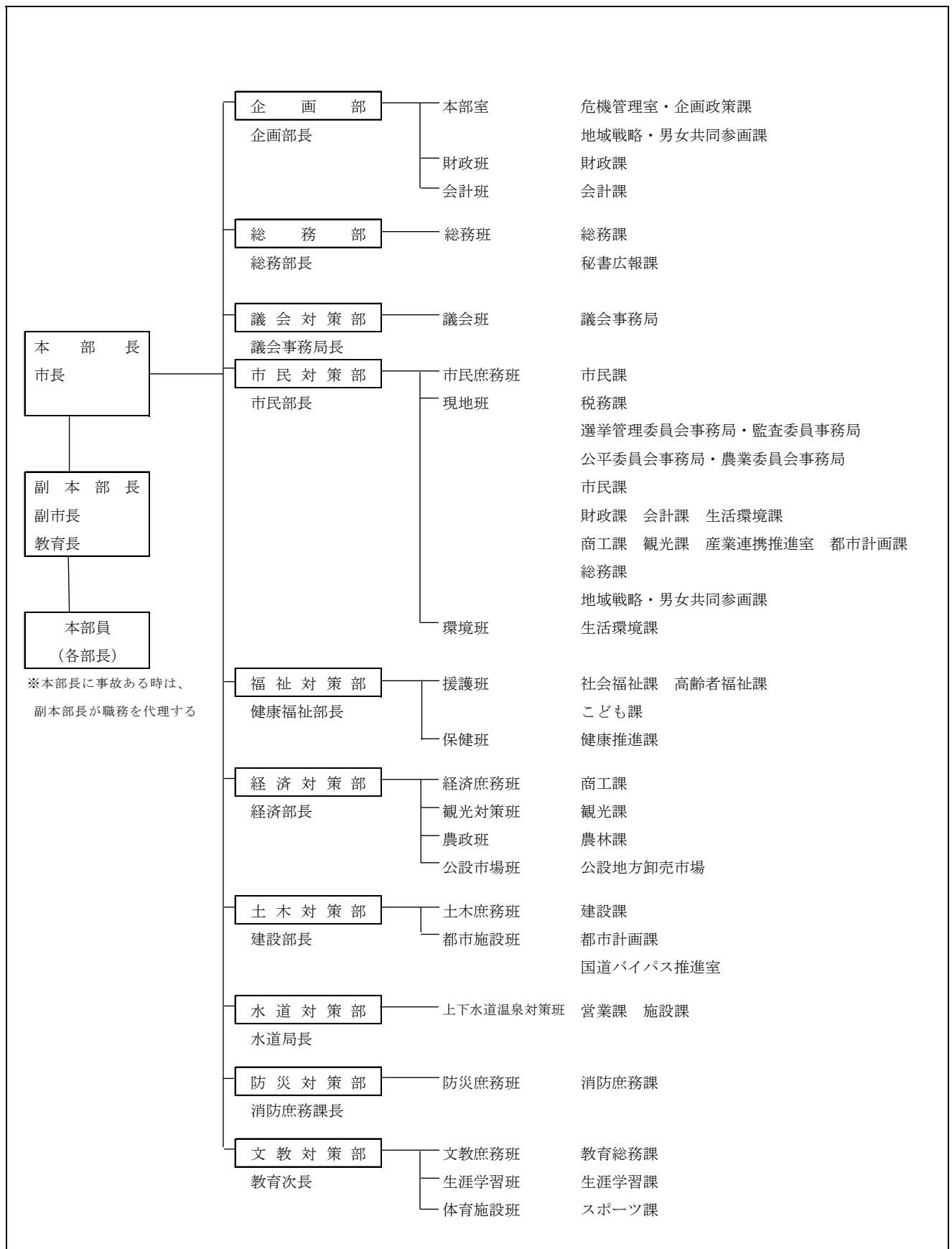
1 5 姉妹都市

機関の名称	所在地	T E L	F A X
伊東市役所	静岡県伊東市大原 2-1-1	0557-36-0111	0557-36-1104
秦野市役所	神奈川県秦野市桜町 1-3-2	0463-82-5111	0463-82-6793
壺崎市役所	長崎県壺崎市郷ノ浦町 562	0920-48-1111	0920-48-1553

1 6 報道機関一覧

機関の名称	所在地	T E L	F A X
(株)朝日新聞社諏訪支局	諏訪市湯の脇 2-12-6	0266-52-0549	0266-52-0423
信濃毎日新聞社諏訪支社	諏訪市小和田南 13-6	0266-52-0021	0266-58-8101
読売新聞諏訪支局	諏訪市城南 1-2658-2	0266-52-0987	0266-52-8943
中日新聞諏訪通信局	諏訪市高島 2-1275-9	0266-52-0805	0266-54-0805
長野日報社(株)	諏訪市高島 3-1323-1	0266-58-2000	0266-58-5387
毎日新聞諏訪通信部	諏訪市城南 1-2632-1	0266-52-0643	0266-52-0678
(株)岡谷市民新聞社	岡谷市本町 3-8-30	0266-52-3400	0266-57-0117
日刊工業新聞社諏訪支局	諏訪市湖岸通り 4-8-14	0266-53-0250	0266-53-4390
時事通信社諏訪支局	諏訪市高島 3-1323-1	0266-52-1331	0266-52-8882
信越放送(株)諏訪放送局	諏訪市高島 3-1201-76	0266-52-1518	0266-58-9121
NHK 諏訪報道室	諏訪市清水 1-3-16	0266-58-0222	0266-57-0640
エルシーブイ(株)	諏訪市四賀 821	0266-53-3833	0266-58-2836
(株)長野放送諏訪支局	諏訪市諏訪 2-1-6	0266-53-4532	0266-58-7756
(株)テレビ信州諏訪支局	諏訪市大手 2-17-16	0266-58-2577	0266-58-2818
長野朝日放送(株)諏訪支局	諏訪市湖岸通り 4-1-17	0266-57-0080	0266-57-0081

1 市国民保護対策本部組織及び編成



2 市国民保護対策本部の事務分掌

部	班	班員	分担事務
企画部 部長 [企画部長]	本部室		
	◎ 室長 危機管理室長	危機管理室 市民安全係	1 国民保護対策本部の運営、総合企画、連絡調整に関すること 2 本部員会議に関すること 3 国民保護協議会に関すること 4 職員の配備計画に関すること 5 防災無線の統括に関すること 6 警報及び緊急通報の内容の伝達に関すること 7 被害状況の総括、収集及び報告に関すること 8 避難の勧告、指示に関すること 9 避難所の開設及び管理に関すること 10 国民保護措置に係る総合調整に関すること 11 応援協定に関すること 12 その他各部に属さない事項及び本部の庶務に関すること
	○ 副室長 企画政策課長 地域戦略・男女共同参画課長	企画政策課 企画政策係 行政管理係 情報推進係 地域戦略・男女共同参画課	
[会計管理者]	統括班 情報受理班 情報広報班	地域戦略係 男女共同参画係	
	財政班		
	◎ 班長 財政課長	財政課 財政係 管財契約係	1 国民保護措置経費の予算措置に関すること 2 市有財産の被害状況調査に関すること 3 災害経費の予算措置に関すること 4 本部長の命ずる国民保護措置対策に関すること
	会計班		
	◎ 班長 会計課 出納係長	会計課 出納係	1 国民保護措置対策物品の調達に関すること 2 国民保護措置経費の出納に関すること 3 本部長の命ずる国民保護措置対策に関すること
総務部 部長 [総務部長]	総務班		
	◎ 班長 総務課長	総務課 庶務法規係 職員係	1 災害の広報に関すること 2 被災地との連絡に関すること 3 自衛隊の派遣要請・連絡調整に関すること 4 自衛隊員の宿泊施設等の確保、ヘリポート及び車両保管場所の確保、並びに自衛隊員が使用する災害応急用資（器）材等の確保に関すること 5 庁舎の保安対策の関すること
	○ 副班長 秘書広報課	庁舎車両管理係 秘書広報課 秘書係	

部	班	班員	分担事務
			7 災害見舞等に関する事 8 職員の動員、勤務の把握、配置替えに関する事 9 来庁者及び職員の安全確保に関する事 10 ボランティアの取りまとめに関する事 ①ボランティアの必要状況の把握 ②ボランティアの出勤先の調整 ③ボランティアの登録・活動状況の取りまとめ ④本部長への報告 ⑤関係部班の連絡調整 11 本部長の命ずる国民保護措置対策に関する事
議会対策部 部長 〔議会事務局長〕	議会班 ◎ 班長 議会事務局 次長	議会事務局 庶務係 議事係	1 市議会に関する事 2 議員との連絡調整に関する事 3 本部長の命ずる国民保護措置対策に関する事
市民対策部 部長 〔市民部長〕	市民庶務班 ◎ 班長 市民課長	市民課 市民係 市民窓口係	1 市民施設の災害対策及び被害状況調査・報告に関する事 2 被災世帯の被害状況の収集および報告に関する事 3 市民の要望苦情等の処理に関する事 4 主要食糧の調達、確保に関する事 5 り災証明に関する事 6 被災者の安否問合わせに関する事 7 死傷病者に関する事 8 死体の収容所の開設に関する事 9 埋火葬に関する事 10 その他部の庶務及び連絡調整に関する事 11 本部長の命ずる国民保護措置対策に関する事
	現地班 ◎ 班長 税務課長 ○ 副班長 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局	税務課 庶務係 市民税係 資産税係 収納係 市民課 国保医療係	1 被災地及び被災世帯の被害状況調査、収集、報告に関する事 2 本部及び被災者との連絡に関する事 3 被災地における救援活動に関する事 4 救護物資等の配布に関する事 5 本部長の命ずる国民保護措置対策に関する事

部	班	班員	分担事務
	公平委員会事務局長	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局 農業委員会事務局 財政課 財政係 管財契約係 会計課 出納係 生活環境課 環境保全自然エネルギー推進係 商工課 工業係 産業連携推進室 産業連携推進係 観光課 観光係 都市計画課 計画係 総務課 庶務法規係 職員係 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係 条例公民館 （豊田・四賀 中洲・湖南 公民館）	
	環境班 ◎ 班長 生活環境課長	生活環境課 環境衛生係 環境保全自然エネルギー推進係 清掃センター	1 清掃施設等の被害調査及び報告に関すること 2 関係施設の災害対策に関すること 3 伝染病対策及び防疫に関すること 4 死亡獣畜の処理に関すること 5 被災地の廃棄物処理に関すること

部	班	班員	分担事務
			6 被災地のし尿処理に関すること 7 有害物質の安全確保及び指導に関すること 8 本部長の命ずる国民保護措置対策に関すること
福祉対策部 部長 〔健康福祉部長〕	援護班 ◎ 班長 社会福祉課長 ○ 副班長 高齢者福祉課長 こども課長	社会福祉課 社会係 福祉係 高齢者福祉課 高齢者福祉係 介護保険係 こども課 子育て支援係 保育係 各保育園 蓼科保養学園	1 福祉施設及び児童施設の被害状況調査及び報告に関すること 2 要配慮者対策に関すること 3 福祉施設及び児童施設の災害対策に関すること 4 福祉施設入所者の安全対策、避難救助に関すること 5 児童施設利用者の安全確保に関すること 6 義援金・救援物資の受け入れ及び配布に関すること 7 炊き出しに関すること 8 日赤奉仕団、民生児童委員等社会福祉団体との連絡調整に関すること 9 所管施設の避難者の救護及び避難所名簿の作成に関すること 10 ボランティアの連絡調整に関すること ①社会福祉協議会へのボランティア受付等の要請 ②ボランティア団体等との交渉、連絡会議 ③総務部総務班への状況報告 11 救援食糧の供給に関すること 12 見舞金等の配布に関すること 13 生活必需品の確保及び給付、貸与に関すること 14 災害救助法の手続きに関すること 15 災害援護資金等の貸付に関すること 16 避難所の開設及び管理運営に関すること 17 収容避難者名簿の作成に関すること 18 本部長の命ずる国民保護措置対策に関すること

部	班	班員	分担事務
	保健班 班長 健康推進課長	健康推進課 健康予防係 健康支援係	1 保健施設の被害状況調査及び報告に関すること 2 保健施設の災害対策に関すること 3 救護所の開設、運営に関すること 4 伝染病対策及び防疫に関すること 5 医薬品等の調達、確保、供給に関すること 6 医師会、医療機関との連絡調整に関すること 7 被災地の救護活動に関すること 8 日赤救護班の出動要請及びその協力に関すること 9 助産に関すること 10 本部長の命ずる国民保護措置対策に関すること
経済対策部 部長 〔経済部長〕	経済庶務班 ◎ 班長 商工課長	商工課 商業労政係 工業係	1 商工施設の被害状況調査及び報告に関すること 2 関係施設利用者の安全確保及び施設の災害対策に関すること 3 商工関係災害資金の融資斡旋に関すること 4 その他部の庶務及び連絡調整に関すること 5 本部長の命ずる国民保護措置対策に関すること
	観光対策班 ◎ 班長 観光課長	観光課 観光係 施設管理係	1 観光施設の被害状況調査及び報告に関すること 2 観光施設利用者の安全確保及び施設の災害対策に関すること 3 観光客の安全確保に関すること 4 本部長の命ずる国民保護措置対策に関すること
	農政班 ◎ 班長 農林課長	農林課 農業振興係 耕地林務係	1 農林漁業関係の被害状況調査及び報告に関すること 2 応急資器材の調達及び確保に関すること 3 営農資金、農林漁業資金等の融資斡旋に関すること 4 農林漁業関係施設の応急対策及び復旧に関すること 5 病虫害防除に関すること 6 農協との連絡調整に関すること 7 本部長の命ずる国民保護措置対策に関すること

部	班	班員	分担事務
	公設市場班 ◎ 班長 公設地方卸売市場 場長	公設地方卸売市場	1 公設地方卸売市場の被害状況調査及び報告に関する こと 2 関係施設利用者の安全確保及び施設の災害対策 に関すること 3 非常用生鮮食料品等の集荷確保に関すること 4 本部長の命ずる国民保護措置対策に関すること
土木対策部 部長 [建設部長]	土木庶務班 ◎ 班長 建設課長	建設課 管理計画係 工事係 交通安全係 用地管理係	1 公共土木施設の被害状況調査及び報告に関する こと 2 応急資器材の調達及び確保に関すること 3 公共土木施設の災害対策に関すること 4 関係機関及び関係団体への応援要請に関する こと 5 迂回路線の設定及び障害物の除去等交通の確保 に 関すること 6 交通情報の収集伝達、交通規制に関すること 7 急傾斜地、崖崩れ等の予防・応急対策に関する こと 8 その他部の庶務及び連絡調整に関すること 9 本部長の命ずる国民保護措置対策に関すること
	都市施設班 ◎ 班長 都市計画課長 国道バイパス対策推進室 長	都市計画課 計画係 街路区画整理係 建築住宅係 公園緑地係 国道バイパス推進室	1 都市施設の被害状況調査及び報告に関すること 2 応急資器材の調達及び確保に関すること 3 都市施設の応急対策及び復旧に関すること 4 公営住宅の被害状況調査及び報告に関すること 5 公営住宅の災害対策に関すること 6 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関する こ と 7 住宅建設資金・災害復興住宅資金の融資斡旋に 関すること 8 事業実施中の宅地造成区域内、及び区画整理区域 内の災害対策に関すること 9 本部長の命ずる国民保護措置対策に関すること

部	班	班員	分担事務
水道対策部 部長 [水道局長]	上下水道温泉 対策班 ◎ 班長 営業課長 施設課長	営業課 庶務係 料金係 施設課 上水道係 温泉係 下水道係	1 水道温泉施設及び下水道施設の被害状況調査及び報告に関すること 2 飲料水の確保及び供給に関すること 3 水道温泉施設及び下水道施設の保全に関すること 4 水道温泉施設及び下水道施設の応急対策及び復旧に関すること 5 給水等の広報に関すること 6 関係機関及び関係団体への応援要請に関すること 7 本部長の命ずる国民保護措置対策に関すること
防災対策部 部長 [消防庶務課長]	防災庶務班 ◎ 班長 消防庶務課長 警防担当参事 担当参事	消防庶務課 庶務係	1 災害情報の収集及び報告に関すること 2 消防活動、水防活動に関すること 3 応急資器材の調達及び確保に関すること 4 消防団、防火防犯組合、自主防災組織等関係機関との連絡調整に関すること 5 災害警報の発令、伝達に関すること 6 気象情報、水防警報等の受領及び伝達に関すること 7 消防、水防施設の被害状況調査及び報告に関すること 8 消防、水防施設の災害復旧に関すること 9 被災地の警備に関すること 10 長野県消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること 11 危険物の安全確保に関すること 12 その他部の庶務及び連絡調整に関すること 13 被災者の救助及び救急活動に関すること 14 避難者の誘導に関すること 15 災害の警戒、防御に関すること 16 消防活動。水防活動に関すること 17 本部長の命ずる国民保護措置対策に関すること

部	班	班員	分担事務
文教対策部 部長 [教育次長]	文教庶務班 ◎ 班長 教育総務課長	教育総務課 庶務係 学務係 青少年係	1 教育施設の被害状況調査及び報告に関するこ と 2 学校教育施設の災害対策に関するこ と 3 教育施設の選定に関するこ と 4 児童生徒の安全対策及び避難救助に関するこ と 5 被災児童生徒の把握及び学用品の調達配布に 関す ること 6 被災児童生徒に対する教育の実施に関するこ と 7 学校給食に関するこ と 8 避難所の開設及び管理運営に関するこ と 9 収容避難者名簿の作成に関するこ と 10 その他部の庶務及び連絡調整に関するこ と 11 本部長の命ずる国民保護措置対策に関するこ と
	生涯学習班 ◎ 班長 生涯学習課長	生涯学習課 生涯学習係 文化財係 放送大学係 駅前市民会館 公民館 文化センター 働く婦人の家・勤 労青少年ホーム 図書館 博物館 美術館	1 社会教育施設及び文化財の被害状況調査及び 報告に関するこ と 2 施設利用者の安全確保に関するこ と 4 社会教育施設及び文化財の災害対策に関するこ と 5 収容避難者名簿の作成に関するこ と 6 本部長の命ずる国民保護措置対策に関するこ と
	体育施設班 ◎ 班長 スポーツ課長	スポーツ課 スポーツ振興係 施設管理係	1 体育施設の被害状況調査及び報告に関するこ と 2 施設利用者の安全確保に関するこ と 3 体育施設の災害対策に関するこ と 4 避難所の開設及び管理運営に関するこ と 5 収容避難者名簿の作成に関するこ と 6 本部長の命ずる国民保護措置対策に関するこ と

(注) 諏訪市組織規則に基づく部・局の次長、担当参事は、所属する部等の長の属する部付とする。

3 避難マニュアル

基本指針の記載（P 31、抜粋）

○ 市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、・・・複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

○ 避難実施要領について

市長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされており、避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載されている「市の計画作成の基準」の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることもありうる。

○ 避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う都道府県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市が、国民保護担当部署を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

弾道ミサイル攻撃の場合

① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

対策本部長	警報の発令、避難措置の指示
知事	(その他、記者会見等による国民への情報提供)
市長	避難の指示
	避難実施要領

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

避難実施要領（一例）

諏訪市長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った・・・。
このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

(※) 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」（p 23 参照）が存在する。）。

(※) 津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要。

2 避難誘導の方法

・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、当該市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。

(※) 防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

(※) 現在調査を行っている全国瞬時警報システム (J-alert) が配備された場合には、国において、各市町村の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- ・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。

(※) このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨。

- ・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、警察署等に連絡するよう周知すること。
- ・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。

(※) 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。

3 その他の留意点

- ・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援プラン」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。
- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。

(※) 例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。

4 職員の配置等

職員の体制及び配置については、別に定める。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。
なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。
- ② その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。
- ③ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

(避難に比較的余裕がある場合の対応)

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

(昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応)

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

(比較的時間的な余裕がある場合)

避難実施要領（一例）

諏訪市長
〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、〇〇市〇〇地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った・・・。
(対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。)
知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

(※) 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

諏訪市は、A・B・C地区住民約500名を本日15:00を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日15:30以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇市・〇〇小学校へ避難させる。
この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。
避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

(※) 少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一次避難場所に徒歩により集まり、当該一次避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

(※) 自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇市・〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）。また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

(※) 事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊等）からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、又は職員を現地調整所に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

(※) 避難経路の要所要所においては、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

(3) 輸送手段

- ア 避難住民数、一次避難施設、輸送力の配分
 - (ア) A地区
約200名、A公民館、市保有車両×4 〇〇バス2台
 - (イ) B地区
約200名、B公民館、〇〇バス×大型バス4台
 - (ウ) C地区
約100名、C公民館、〇〇バス×大型バス2台
 - (エ) その他
- イ 輸送開始時期・場所
〇〇日15:30、A・B・C公民館
- ウ 避難経路
国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

(※) バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(※) 避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

(※) 夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

(※) 冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

(4) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プランを活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(※) 都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

(※) 外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

(5) 一時避難場所への移動

- ア 一次避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
 - a 〇〇病院の入院患者5名は、〇〇病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b △△老人福祉施設入居者25名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。
 - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

(※) 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

(6) 避難誘導の終了

- ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、17:30までに終了するよう活動を行う。

(※) 「正常化の偏見」(p 13 参照)を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- 市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。
- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
 - ・ 市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
 - ・ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
 - ・ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

(※) 職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

(8) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官に通報するよう促す。

(9) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないよう、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(※) 国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

(※) 特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。

3 各部の役割
資料編参照。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県危機管理局及び県警察と調整して行う。
イ バス運転手、現地派遣の県職員及び諏訪市職員との連絡要領は、別に示す。
ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
エ 対策本部設置場所：諏訪市役所
オ 現地調整所設置場所：〇〇

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、〇〇市〇〇小学校及び〇〇公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び諏訪市の支援を受ける。

(昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難)

避難実施要領（一例）

諏 訪 市 長
〇月〇日〇時現在

(1) 事態の状況

〇〇日〇時〇分に〇〇地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、〇〇地域で戦闘が継続している状況にある（〇〇日〇時現在）。

(2) 避難誘導の全般的方針

〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

(※) ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

(※) 戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

(※) 屋内避難は、①NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、②敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

(3) 避難の方法（状況の変化とともに、逐次修正）

〇〇時現在

〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

(※) 避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、自衛隊の意見を聞いた上で決定することが必要である。

(※) 現地調整所で、県警察、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

(4) 死傷者への対応

住民に死亡・負傷が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。
また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

(※) DMAT (Disaster Medical Assistance Team:災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

(5) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

(都市部における化学剤を用いた攻撃の場合)

避難実施要領 (一例)

諏訪市長
〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤(〇〇剤と推定される。)を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の〇〇市〇〇1丁目及び2丁目の地域及びその風下となる地域(〇〇1丁目～5丁目)を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った・・・。
知事は、別添の避難の指示を行った(避難の指示を添付)。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

〇〇市(町村)は、要避難地域の住民約2000名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる〇〇1丁目～5丁目の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

(※) 化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

(2) 市における体制、職員派遣

- ア 市対策本部の設置
指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。
- イ 市職員の現地派遣
市職員4名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。
- ウ 現地対策本部との調整
政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

(※) NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(※) 防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

(※) 避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。
- イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニール袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。
- ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

(※) NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

(7) 安全の確保

- 市の職員において、二次被害を生じさせることがないよう、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。
- 特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

3 各部の役割
資料編参照。

4 連絡・調整先

- ア 対策本部設置場所：諏訪市役所
- イ 現地調整所設置場所：〇〇

着上陸侵攻の場合

- ① 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

(避難誘導における留意点)

1. 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的

余裕があるか否か、昼間の大都市部における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。

○ 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個々人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。

○ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、昼間の大都市部において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。

○ 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び災害時要援護者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

2. 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

○ 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。

○ 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。

○ 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。

○ 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて、活動調整に当たることが必要である。

○ 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、現地調整所に必ず連絡し、現地調整所において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また現地調整所の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。

○ また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

3. 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- 災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

4. 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の災害時要援護者支援措置を講じていくことが適当と考える。
 - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置
 - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
 - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
 - ④ 一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定（地域の災害時要援護者マップを作成する等）等
- また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

- なお、「避難支援プラン」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、次の方法がある。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知した上で、)自ら希望した者についての避難支援プランを策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式。	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要。

※ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)より

5. 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- したがって、避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一次避難所からバス等で移動する場合においては、当該一次避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- また、避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。
- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。
- | |
|---|
| ○ 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。 |
| ○ 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること(自主防災組織等には特殊標章の交付も) |
| ○ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序 |

正しい行動を呼びかけること。

- 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

6. 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

7. 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、昼間都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。
（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。4月の尼崎市列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

8. 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」とであると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持

って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。

- 各市町村においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

4 用語解説

あ行

● 安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに、放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると、甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被ばくを引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んで、ホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで、甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

● NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器(Nuclear weapons)、生物兵器(Biological weapons)、化学兵器(Chemical weapons)を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚が発生する可能性がある。

● NBC災害（エヌ・ビー・シー災害）

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急処理事態における災害のこと。

● 応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

か行

● 基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。

基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。

基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

● 救援物資

避難住民等の救援の実施に必要な物資のこと。備蓄品及び応援物資を総称していう。

● 緊急処理事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

● 緊急処理事態対策本部

緊急処理事態対処方針が定められたときに当該方針に係る対処措置の実施を推進するため、

閣議にかけて臨時に内閣に設置される組織である。

武力攻撃事態等対策本部の規定がほとんど準用されるが、対策本部長の総合調整権（事態対処法第 14 条）、内閣総理大臣の是正の指示や代執行の権限（同法第 15 条）、総合調整又は指示に基づく損失補てん（同法 16 条）の規定は準用されない。

● 緊急対処保護措置

緊急処理事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、※事態対処法第 25 条第 3 項第 2 号に掲げる措置、その他これらの者が当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

※事態対処法

「武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」

● 警戒・対策本部

市民の生命、身体及び財産並びに市民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害(重大災害)が発生し、又は発生するおそれがある場合において、迅速かつ適切な対応を実施するため、警戒・対策本部を設置する。

警戒・対策本部は、重大災害が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、当該重大災害が複数の部局により組織的に対応する必要がある場合に設置する。

● ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模の部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等を行なう要員をいう。

● 航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた地理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

● 国際人道法

一般的には、武力紛争の際に適用される国際法であって、人道的考慮に基づいて成立したものといわれており、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めているジュネーヴ諸条約も含まれる。 →● ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

● 国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成 16 年 6 月 14 日に成立し、同年 9 月 17 日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

● 国民保護計画

県及び指定行政機関が政府が定める国民の保護に関する基本指針に、市町村が都道府県の国民

保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。国民の保護のための措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。県及び市町村の計画の作成や変更にあたっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、県は内閣総理大臣に、また、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

● 国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

● 国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

さ行

● 災害時要援護者

次のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能または困難な者
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能または困難な者
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能または困難な者
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能または困難な者

例えば、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等が考えられる。

● 指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、防衛省、防衛施設庁、金融庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、原子力安全・保安院、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁及び環境省が指定されている。

● 指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されているもの。

● 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。

具体的には、沖縄総合事務局、管区警察局、防衛施設局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区气象台、沖縄气象台、管区海上保安本部が指定されている。

● 指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

● 自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

● 事態対処法 → ● 武力攻撃事態対処法

● 収容施設

避難施設、応急仮設住宅等、避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民等が、一時的に起居する施設。

● ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書

ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と追加議定書からなる。

- ・ 戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・ 海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）
＜主な内容＞ 戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。
- ・ 捕虜の待遇に関する条約（第三条約）
＜主な内容＞ 捕虜は人道的に取扱わなければならない。
- ・ 戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・ 国際的武力紛争中の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
＜主な内容＞ 非戦闘員である文民は保護されなければならない。

● 生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取扱う施設等）をいう。

● 赤十字標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療輸送手段を保護するため、特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。

赤十字標章とは、この特殊標章のことである。

た行

● 対策本部長

事態対処法第 10 条に定める「武力攻撃事態等対策本部」又は同法第 26 条に定める「緊急対処事態対策本部」の長をいう。対策本部長は、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣）をもって充てる。

● ダーティボム

爆薬と放射性物質を組み合わせた「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らす。

● 弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンで推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

● 着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行うこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

● 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第一追加議定書に定める赤十字標章及び文民保護標章をいう。

● トリアージ

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医薬品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行うためには、傷病者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、搬送、病院選定、治療の実施を行うことが大切である。

トリアージとは、傷病者を重症度、緊急性などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

は行

● 避難経路

住民が避難する経路のこと。避難路や鉄道路線等から編成される。

● **避難住民等**

避難住民及び被災者のこと。

● **避難先地域**

住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む。）

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、避難先地域を示さなければならない。

● **避難施設**

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

● **武力攻撃**

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけでなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

● **武力攻撃災害**

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

● **武力攻撃事態**

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。

「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行うとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどからみて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

● **武力攻撃事態等**

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

● **武力攻撃予測事態**

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切でないが、例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っていることとみられることや、我が国を攻撃するとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

や行

● **要避難地域**

住民の避難が必要な地域のこと。

対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。